

議案第四号

杉並区立身体障害者通所施設条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十一年二月十三日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区立身体障害者通所施設条例の一部を改正する条例
杉並区立身体障害者通所施設条例（平成四年杉並区条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表杉並区立なでしこ生活園の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十一年七月一日から施行する。

（提案理由）

なでしこ生活園を民営化することに伴い、廃止する必要がある。

杉並区立身体障害者通所施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例

(設置)

第一条 身体障害者の自立と社会参加の促進を図り、もって身体障害者の福祉の向上に資するため、身体障害者通所施設（以下「通所施設」という。）を次のとおり設置する。

名 称	位 置
杉並区立こすもす生活園	杉並区堀ノ内一丁目二七番九号
杉並区立なのはな生活園	杉並区宮前二丁目二番四号

旧 条 例

(設置)

第一条 身体障害者の自立と社会参加の促進を図り、もって身体障害者の福祉の向上に資するため、身体障害者通所施設（以下「通所施設」という。）を次のとおり設置する。

名 称	位 置
杉並区立こすもす生活園	杉並区堀ノ内一丁目二七番九号
杉並区立なのはな生活園	杉並区宮前二丁目二番四号
杉並区立なでしこ生活園	杉並区阿佐谷南一丁目一四番八号